公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３２４号
仙台市若林区沖野２丁目１番31号、従前の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目16番地の４
債務者　齋藤　裕二
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番14号
債務者　松田　亮司
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
山形県天童市鎌田本町２丁目５番14号
債務者　松田　　琴
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
広島市安佐南区川内６丁目22番13号
債務者　束村　大介
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７７号
広島市中区東白島町３番12号
債務者　谷原千惠子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５７号
大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
債務者　西村　光雄
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
大阪府岸和田市山直中町1003番地
債務者　シーダーこと　杉原　規正
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
長崎県長崎市土井首町282番地　県営住宅毛井首団地Ａ棟302号
債務者　池田　一成
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　真邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
熊本市中央区本山町214番地６　301、前住所熊本市中央区本山３丁目３番１―101号　エイルマンション
債務者　津地ヴァレリア
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目５番６号辻村アパート102号
債務者　末満　宏至
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
奈良県香芝市畑４丁目590番地１、前住所奈良県大和高田市三和町２番18―803号　エスリード高田駅前
債務者　髙垣　誠樹
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場　守夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市南郡元町１番17号ウェザーハイツ102号
債務者　小宮路啓介
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝延　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６３５号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目６番４号　Ａ―201
債務者　山上　宏美
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向　誓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６号
愛知県岡崎市稲熊町字６丁目85番地５、前住所愛知県岡崎市大門５丁目19番地１
債務者　赤堀　良平
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
埼玉県深谷市血洗島228番地１
債務者　宮下　昌利
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０９号
静岡県浜松市南区三和町179番地　パークタウン宮前Ｂ102、前住所静岡県浜松市中区小豆餅４丁目６番９号　グランヴィ小豆餅208号
債務者　赤堀　哲志
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　晶規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８１４号
札幌市南区常盤162番地
債務者　藤居　弘隨
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　英之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部